

*水俣病溝口訴訟弁護団は、2013/04/16最高裁判決で勝ち取った成果を、この社会で実現化するまで、弁護団として活動を続けて行きます。今後も、多くの方々のご支援、ご鞭撻をお願いします。

3月30日 水俣病被害者互助会 義務付け訴訟 熊本地裁判決 4月2日に東京集会在予定されています。詳細は同封のビラを参照してください。

<義務付け訴訟熊本地裁判決>

来る3月30日に水俣病被害者互助会の水俣病認定義務付け訴訟の熊本地裁判決が、言い渡されます。原告は胎児性や小児性水俣病患者と同世代で、通称第2世代訴訟と呼ばれています。

公健法の水俣病認定を求める行政訴訟です。

この訴訟の主な争点は、①原告のメチル水銀曝露の有無やその程度、②認定申請処分時には暴露を認めていた原告についても、裁判になるとその暴露さえも否定する熊本・鹿児島県の主張は許されるのか、③水俣病罹患を判断する枠組み(病像)、④原告の症状は水俣病によるものか他の原因なのか、とされています。

S52年判断条件や2014年新通知を根拠とした認定審査会の判断(棄却)の妥当性は、直接の争点になっていない形にはなっています。

しかし、被告(熊本・鹿児島県)がこの裁判で主張していることは、ほとんどS52年判断条件や2014年新通知ですので、被告の主張が退けられた判決が出れば、現状の認定基準が否定されたこととなります。

<誰のための「総合的判断」>

2013年のFさん・溝口訴訟最高裁判決によって、「総合的判断」が強調されるようになりました。(それ以前からも言っていました)

蒲島熊本県知事の強い要望を受けて、「総合的判断」を具体化したものとして環境省が出してきたのが2014年新通知です。

その内容は、最初に「一つの症状のみでは蓋然性がひくい」と述べて、感覚障害のみの場合を否定します。そして随所で、汚染当時の体内水銀値などの「客観的」資料を求めています。

曝露の判断では、曝露地域に住んでいても、同居家族内の認定患者の有無を考慮要素とした

り、「漁業等の魚介類を多食することとなりやすい職業に従事していたか」と、職業=食生活と画一的な決めつけで職業による選別をします。

また、申請者に感覚障害が認められても3つの感覚(表在覚、深部覚、複合感覚)が全て落ちているか、発症時期が1969年(チッソのアセトアルデヒドの生産終了)以前なのか、と感覚障害に医学的根拠のない条件をつけます。

2014年新通知の言う「総合的判断」とは、申請者の水俣病罹患を示す証拠にいろいろな条件をつけて、それを否定する方向で判断することなのです。

そして、これが2013年最高裁判決を踏まえたものであると環境省は言い張っています。

しかし、溝口訴訟ではどんな「総合的判断」がされたのでしょうか。(具体的に総合的判断をしたのは福岡高裁。最高裁はそれを是認した)

例えば、チエさんの職業が農家であっても曝露地区の南袋で生活していたことを重視します。

発症時期についても、感覚障害は本人では自覚しにくいこと、その認識が正確なものかも定かではない場合があることなどから、発症時期(医師による確認)が見かけ上で遅くなったことを否定材料とはしていません。

国・県の共謀による17年間の医療機関調査の不実施と21年間もの審査放置によって、医学資料がほとんど消失したチエさんに対して、当時の生活状況や病歴等から、水俣病罹患の可能性を見つける方向で総合的に判断をしています。

同じ「総合的判断」という言葉ですが、そのむいている方向は、全く逆方向です。

私たちは、裁判官には「総合的判断」とは何を目的とするのか、公健法の趣旨・要求をしっかりと踏まえた判断を要求します。

○公開質問状に対する回答

チエの話75に載せました熊本県、鹿児島県に対する公開質問状に対する回答がありました。

大変遅れてしまいましたが、報告します。

いずれも「決定書に記載」「問合せがあった場合には丁寧に説明」しているとの回答です。

しかし前号でも報告したように、請求期間の徒過を理由とする却下率は両県あわせて裁決数の28.6%にもなっています。申請者一人一人の実情に寄り添う対応がなされていれば、こんな事態にはなっていないのではないのでしょうか。

<熊本県の回答 2021/10/21付>

このたび、鈴木様から頂戴しました行政不服審査制度に関するご質問につきまして、次のとおり回答させていただきます。

まず、県では、水俣病の認定申請における棄却決定の通知書及び再調査における棄却決定の決定書に、不服申立ての請求期間等に関する教示を記載してお送りしています。

併せて、行政不服審査制度や審査請求に関する国窓口のお知らせ、審査請求に関するお問い合わせがあった場合にも制度の説明を行うなど、丁寧に対応しています。

次に、水俣病認定申請に関する行政不服審査請求制度につきましては、行政不服審査法及び公害健康被害補償法等に基づき適切に運用されており、却下等の処分も、国の公害健康被害補償不服審査会において、適切に決定されていると考えています。

県としては、今後も引き続き、水俣病認定審査と行政不服審査制度の適切な運用に努めて参ります。

今後とも、熊本県政への御理解、御協力をよろしくお願い致します。

なお、本件について、御不明の点がございましたら、担当課までお問い合わせください。

令和3年(2021年)10月21日

担当課 水俣病審査課

<鹿児島県の回答 2021/10/26付>

令和3年10月26日(環境林務課扱い)

鹿児島県知事 塩田 康一

公開質問状について(回答)

2021年8月23日付けで質問をいただいたことについて、下記のとおり回答します。

記

当県においては、行政不服審査法に基づき、認定申請に係る処分の相手方に対し、当該処分につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間について、処分の通知書に記載して教示しており、行政不服審査制度に関する問い合わせ等をいただいた場合は、丁寧に説明しているところです。また、再調査の請求人に対しても同様に、審査請求について、再調査の請求に係る決定書に記載して教示しているところです。

認定申請に係る処分についての審査請求は、県が公害健康被害の補償等に関する法律に基づく水俣病認定申請に係る処分を行った後、当該処分に不服がある方が、それぞれの理由により、公害健康被害補償不服審査会に対してすることができるものとされており、同審査会において法令に基づいて運用されているものと考えております。

なお、いただいた質問状の1枚目に「請求期間の徒過が理由となっている却下数は6件(処分庁鹿児島県3件)」と記載がありますが、処分庁が鹿児島県のもの2件である旨、申し添えます。

当県といたしましては、今後とも、公害健康被害の補償等に関する法律に基づく水俣病認定申請に係る処分を進めるとともに、行政不服審査法に基づく教示を行い、行政不服審査制度に関する問い合わせ等をいただいた場合は、丁寧に説明してまいりたいと考えております。

水俣病溝口訴訟弁護団東京事務局 郵振口座：00130-9-482335「水俣病行政訴訟事務局」

〒337-0033さいたま市見沼区御蔵1247-8 鈴木多賀志方 FAX：048-683-7098

<http://mizoguchisaiban.o.oo7.jp/index.htm>

「チエの話」それは溝口チエさんの話、「知恵の輪」それは一見複雑だが実は単純なカラクリ、

「知恵の環」それは不条理を許さない人々の繋がり、「千重の和」それは向き合うことの積み重ね